茨木市立東奈良小学校ＰＴＡ　個人情報取扱規則

（目的）
第１条　茨木市立東奈良小学校ＰＴＡ（以下、「本会」という。）が保有する個人情報の適正な取り扱いと活動の円滑な運営を図るため、個人の権利・利益を保護することを目的に、ＰＴＡ役員名簿及びその他の個人情報データベース（以下、単に「個人情報データベース」という。）の取り扱いについて定めるものとする。

（責務）
第２条　本会は個人情報保護に関する法令を遵守するとともに、ＰＴＡ活動において個人情報の保護に努めるものとする。

（管理者）
第３条　本会における個人情報データベースの管理者は、ＰＴＡ会長とする。

（取扱者）
第４条　本会における個人情報データベースの取扱者は、ＰＴＡ役員とする。

（秘密保持義務）
第５条　個人情報データベースの管理者・取扱者は職務上知ることができた個人情報をみだりに他人に知らせ、または不当な目的に使用してはならない。その職を退いた後も同様とする。

（収集方法）
第６条　本会は、個人情報を収集するときは、あらかじめその個人情報の利用目的を決め、本人に明示する。なお、要配慮個人情報などを収集する場合は、あらかじめ本人の同意を得る。

（利用）
第７条　取得した個人情報は、次の目的のために利用する。
（１）会費集金、管理、その他の文書の送付
（２）役員・会計監査・会員・委員会・登校班等の名簿作成
（３）委員選出、並びに本部役員等の推薦活動

（利用目的による制限）
第８条　本会は、あらかじめ本人の同意を得ないで、前条の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱ってはならない。

（管理）
第９条　個人情報は管理者または取扱者が保管するものとし、適正に管理する。
不要となった個人情報は管理者立会いのもとで、適正かつ速やかに破棄するものとする。

（保管及び持ち出し等）
第１０条　個人情報データベース、個人データを取り扱う電子機器等については、ウイルス対策ソフトを入れるなど適切な状態で保管することとする。また、持ち出す場合は、電子メールでの送付も含め、ファイルにパスワードをかけるなど適切に行うこととする。

（第三者提供の制限）
第１１条　個人情報は次にあげる場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ないで第三者に提供してはならない。
（１）法令に基づく場合
（２）人の生命、身体または財産の保護のために必要な場合
（３）公衆衛生の向上は児童の健全育成の推進に必要がある場合
（４）国の機関もしくは地方公共団体またはその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合

（第三者提供に係る記録の作成等）
第１２条　個人情報を第三者（第１１条第１号から第４号の場合及び県、市役所、区役所を除く）に提供したときは、次の項目について記録を作成し保存する。
１　第三者の氏名
２　提供する対象者の氏名
３　提供する情報の項目
４　対象者の同意を得ている旨

（第三者提供を受ける際の確認等）
第１３条　第三者（第１１条第１号から第４号の場合及び県、市役所、区役所を除く）から個人情報の提供を受けるときは、次の項目について記録を作成し保存する。
１　第三者の氏名
２　第三者が個人情報を取得した経緯
３　提供を受ける対象者の氏名
４　提供を受ける情報の項目
５　対象者の同意を得ている旨（事業者でない個人から提供を受ける場合は記録不要）

（情報開示等）
第１４条　本会は、本人から、個人情報の開示、利用停止、追加、削除を求められたときは、法令に沿ってこれに応じる。

（漏えい時等の対応）
第１５条　個人情報データベースを漏えい等（紛失含む）したおそれがあることを把握した場合は、直ちに管理者に報告する。

（研修）
第１６条　本会は、ＰＴＡ役員に対して、定期的に、個人データの取り扱いに関する留意事項について、研修を実施するものとする。
（苦情の処理）
第１７条　本会は、個人情報の取り扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

（改正）
第１８条　本会の「茨木市立東奈良小学校ＰＴＡ　個人情報取扱規則」は、理事会（役員会・総会）において改正する。

附則
本規則は、平成３０年３月３日より施行する。